

手柄山スポーツ施設整備運営事業
基本協定書（案）

令和2年4月30日

（令和3年6月18日修正）

兵庫県姫路市

ものとし、これらの契約締結後速やかに、PFI事業者をして業務受託者が当該業務を実施することを約した業務委託契約書等の書面の写しを市に提出させなければならない。

3 業務受託者は、第1項の規定によりPFI事業者から受託し、又は請け負った業務を誠実に履行しなければならない。

(本事業契約の締結)

第6条 代表企業及び構成企業は、本事業契約に係る仮契約を令和●年●月●日までに、市とPFI事業者の間で締結させるものとする。ただし、市は構成企業等（第4-3号又は第5号の場合は、その役員又は使用人とする。）が本事業契約の本契約としての効力が生ずるまでの間に本事業の入札参加資格を欠くに至った場合、又は本事業契約の本契約としての効力が生ずるまでの間に本事業の入札手続について次の各号のいずれかに該当した場合には本事業契約の仮契約を締結せず、又は締結した本事業契約の仮契約を解除することができる。

- (1) 構成企業等が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は構成企業等が構成事業者である事業者団体（独占禁止法第2条第2項に規定する団体をいう。）が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が構成企業等に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第~~63~~51条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。）。
- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が構成企業等又は構成企業等が構成事業者である事業者団体（以下「構成企業等及び団体」という。）に対して行われたときは、構成企業等及び団体に対する命令で確定したものをいい、構成企業等及び団体に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において同じ。）において、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (3) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、構成企業等及び団体に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が構成企業等に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- (5) 刑法第198条の規定による刑が確定したとき。
- (6) 役員等（役員又はその支店若しくは常時本事業に関する契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関

- する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (7) 暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (8) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (10) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (11) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手が第6号から第10号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (12) 構成企業等が、第6号から第10号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（第11号に該当する場合を除く。）に、市が構成企業等に対して当該契約の解除を求め、構成企業等がこれに従わなかったと認められるとき。
- 2 市及び構成企業等は、本事業契約の仮契約締結後及び本契約としての効力発生後も、本事業の遂行のために協力するものとする。
- 3 代表企業及び構成企業は、PFI事業者と市との間で本事業契約の仮契約の締結と同時に、別紙2の様式による出資者保証書を作成して市に提出するとともに、PFI事業者の株式を保有する代表企業及び構成企業以外の者から、別紙3の様式による誓約書を徴求して市に提出しなくてはならない。
- 4 市は、本事業契約が締結された場合で、構成企業等（第1項第4号又は第5号の場合は、その役員又は使用人とする。）が本事業の入札手続について第1項各号のいずれかに該当した場合には、構成企業等又はPFI事業者に対して、本事業契約が解除されるか否かにかかわらず、本事業契約の契約金額（消費税及び地方消費税を含む。以下本条に同じ。）の10分の2に相当する額に、当該契約金額の支払が完了した日から当該契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）の率により計算した利息を加算した額を、違約金として請求するものとする。また、市に実際に生じた損害額が、かかる違約金の額を超える場合は、市は、その超過分につき構成企業等に対して損害賠償を請求することができる。
- 5 市は、構成企業等が本事業の入札手続に関して次の各号のいずれかに該当したとき、又は構成企業等が代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者が本事業の入札手続に関して第2号に該当したときは、前項に規定する契約金額の10分の2に相当する額の違約金のほか、契約金額の100分の5に相当する額の違約金を請求することができる。また、市に実際に生じた損害額が、かかる違約金の額を超える場合は、市は、その超過分につき構成企業等に対して損害賠償を請求することができる。本件施設の工事が完了した後も同様とする。

- (1) 第1項第1号に規定する確定した納付命令における課徴金について、独占禁止法第7条の3-2第2-8項又は第3-9項の規定の適用があるとき。
 - (2) 第1項第2号に規定する納付命令若しくは排除措置命令又は同項第4号に規定する刑に係る確定判決において、構成企業等が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
- 6 前2項により請求を受けたときは、構成企業等は、連帯して、当該請求に係る金額を速やかに市に支払わなければならない。

(準備行為)

第7条 構成企業等は、本事業契約の締結前であっても、自己の責任と費用において、本事業の実施に関して必要な準備行為を行うことができるものとし、市は、必要かつ可能な範囲で構成企業等に対して協力するものとする。

- 2 前項の準備行為の結果は、本事業契約締結後、PFI事業者²に速やかに引き継ぐものとする。

(本事業契約不調の場合の処理)

第8条 本事業契約の仮契約の締結に至らず、又は締結した仮契約が解除された場合は、次の各号の定めに従う。

- (1) 構成企業等の責に帰すべき事由による場合（第6条第1項各号に該当する場合を含む。）、落札者決定後に市が本事業の準備に関して支出した費用は構成企業等が負担するものとする。
- (2) 市及び構成企業等のいずれの責に帰さない事由による場合（構成企業等の責めによらず市の議決が得られなかった場合を含む。）、既に市及び構成企業等が本事業の準備に関して支出した費用は各自の負担とし、互いに損害の賠償等を請求しないものとする。

(秘密保持)

第9条 市及び構成企業等は、本協定又は本事業に関する事項につき知り得た相手方の秘密情報について、あらかじめ相手方の承諾を得ることなく第三者に開示しないこと並びに本協定、本事業契約及び本事業の履行の目的以外には使用しないことを確認する。ただし、裁判所により開示が命ぜられた場合、構成企業等が本事業に関する資金調達に必要として開示する場合及び市又は構成企業等が姫路市情報公開条例（平成14年姫路市条例第3号）その他の法令に基づき開示する場合は、この限りでない。

(有効期間)

- 第10条 本協定の有効期間は、本協定の締結の日から本事業契約の終了の日までとする。ただし、第9条については、この限りでない。
- 2 前項にかかわらず、本事業契約の不成立を市が認めた場合、本協定は効力を失う。ただし、第6条第4項から第6項まで、第8条及び第9条については、この限りでない。